

対象者は
忘れずに申請を

介護保険負担限度額認定証の更新

平成 28 年度介護保険負担限度額認定証（※）の有効期限は平成 29 年 7 月 31 日までとなっています。平成 29 年 8 月以降も引き続き認定証が必要な人は、8 月中に忘れずに更新申請を行ってください。
▽申請に必要なもの 利用者の印鑑／利用者の預貯金、有価証券等の写し（利用者に配偶者がいる場合は

配偶者の分も必要）
※介護保険負担限度額認定証…施設サービス利用時の食費・居住費（滞在費）の負担限度額が記載されているクリーム色のカード。
■問い合わせ・申請先 介護福祉課介護給付係（市役所新館 3 階、☎ 40・7071）

該当となる人は
申告を

平成 28 年中の申告をしていない 64 歳以上の人へ 介護保険料が変更になる場合があります

平成 29 年度分の介護保険料を決定し、7 月 14 日付で通知しています。保険料は、4 月 1 日を基準日として算定していますが、平成 28 年中の申告をしていない 64 歳（平成 29 年 4 月 1 日現在）以上の人は、次のいずれかに該当している場合、申告をすることにより介護保険料の所得段階が下がります。
▽対象者 ①収入が遺族年金・障害年金だけの人／②収入が無かった人
※配偶者控除や扶養控除の適用を受けている人でも申

告してください。さらに、過去の分についても申告することによりおおむね 4 年分程度介護保険料が減額となる場合がありますので、不明な点は問い合わせを。
※申告により所得段階が変わった人には、保険料の変更通知書を順次送付します。
▽申告に必要なもの 印鑑（スタンプ印は不可）
▽受付場所 市民税課（市役所新庁舎 2 階）
■問い合わせ先 介護福祉課介護保険料係（市役所新館 3 階、☎ 40・7049）

都市政策課からの
お知らせです

地区計画の変更原案の縦覧および意見書の受け付け

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う地区計画の変更原案および「岩木町賀田地区計画」の名称を「賀田地区」へ変更する変更原案の縦覧と意見書の受け付けを行います。
▽変更する地区計画 風営法…弘前駅前・上土手町地区計画、下土手町地区計画、城東第五地区計画、安原第二地区計画、樋の口地区計画／名称変更…岩木町賀田地区
▽原案の縦覧期間 8 月 8 日～ 21 日（土・日曜日、祝日を除く）

▽意見書の受付期間 8 月 8 日～ 28 日（土・日曜日、祝日を除く）
▽原案の縦覧および意見書の受け付け場所 都市政策課（市役所 1 階）
なお、意見書の提出ができるのは対象となる地区の土地の所有者のほか、対抗要件を備えた地上権を有するなど法令で定められた利害関係を有する人となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。
■問い合わせ先 都市政策課（☎ 35・1134）



弘前のいろいろなことについてのクイズだよ。答えはどこかのページに隠れているから探してね!

【質問】

今月号の表紙はかわいい鳥の写真だったね。ボクは公園の鳥さんたちとはなかよしなんだよ。実はボクってある鳥をもとに誕生したんだけど、何の鳥かわかるかな?

- ①タカ
- ②スズメ
- ③ダチョウ

対象となる人は
申請・提出を

児童扶養手当等の申請や現況届など

児童扶養手当

次の支給要件のいずれかに該当する児童を養育している父母または養育者（公的年金の受給額が児童扶養手当の受給額未満の場合）に対し、児童が 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日（心身に障がいがある場合は 20 歳未満）まで支給します。

▽支給要件

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者（身体障害者手帳の 1 級か 2 級程度）で、就労が不可能
- ④父または母に 1 年以上遺棄
- ⑤父または母が 1 年以上拘禁
- ⑥父または母が 3 カ月以上生死不明
- ⑦母が未婚

▽支給月額 前年の所得により、児童 1 人につき 4 万 2,290 円～ 9,980 円／ 2 人目は 9,990 円～ 5,000 円を加算／ 3 人目からは 1 人につき 5,990 円～ 3,000 円を加算

特別児童扶養手当

心身に障がいがある 20 歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給します。

▽支給要件 ①身体障害者手帳の 1 級～ 3 級程度（下肢の障がいは 4 級まで）／②愛護手帳の A（B の一部を含む）／③その他の障がいで常に介護が必要
※いずれの場合も福祉施設に入所していないこと。

▽支給月額 障がいの程度により、児童 1 人につき 5 万 1,450 円か 3 万 4,270 円

ひとり親家庭等医療費給付事業

保険診療の医療費自己負担分を、児童が 18 歳になった後の最初の 3 月 31 日分まで給付します。

▽対象 ①ひとり親家庭等の父または母および児童／②父母のいない児童
※父や母については自己負担があります。
※上記 3 つの制度にはいずれも所得制限があります。

現況届などの提出を忘れずに

児童扶養手当の受給資格がある人は現況届、特別児童扶養手当の受給資格がある人は所得状況届の提出が必要です。該当者には 7 月 31 日に通知を送りましたが、期限までに提出がない場合、8 月分以降は受給できなくなりますので、注意してください。

※児童扶養手当を受給してから 5 年経過している人には、6 月に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」（黄色の用紙）を送付していますので、現況届を提出する際に一緒に提出してください。

▽提出期間・提出先 8 月 1 日～ 31 日の月～金曜日に、子育て支援課（市役所新館 3 階）、岩木・相馬総合支所民生課へ（26 日・27 日の土・日曜日は子育て支援課で受け付けます）。

■問い合わせ先 子育て支援課家庭支援係（☎ 40・7039）



Vol. 2 弘前っ子の作品

平成 28 年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を広報ひろさきで 8 回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■問い合わせ先 教育センター（☎ 26・4803）



タイトル 140 周年の校舎



さとう しゆんた
佐藤 峻大さん
(小沢小)

コメント

レンガや松の木を本物みたいに見えるようにがんばってかきました。